

国自安第147号の2  
国自情第277号の2  
国自貨第102号の2  
国自整第247号の2  
令和4年1月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長  
(公印省略)  
自動車局自動車情報課長  
(公印省略)  
自動車局貨物課長  
(公印省略)  
自動車局整備課長  
(公印省略)

建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の  
臨時の活動拠点設置の特例について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。